

金沢市中小企業緊急雇用安定助成金

労働者の雇用の継続・安定を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収益の減少等により、雇用する労働者を一時的に休業させた事業主に対して、休業手当等の一部を助成金として支給します。

1. 対象となる事業主

下記の①～③いずれにも該当する事業主

- ①市内に事業所を有する中小企業であること
(国助成金の助成率が4/5又は9/10の事業主)
- ②対象期間中の休業に対し、国の助成金(雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金)の支給決定を受けていること
- ③市税の滞納がないこと

2. 対象となる休業期間

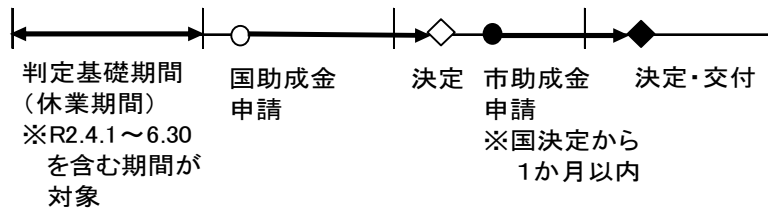
令和2年4月1日～6月30日(国助成金の緊急対応期間)

3. 助成額

国助成金の支給対象となった休業手当等の額(教育訓練加算額除く)の1/10
※千円未満切捨 ※1事業主あたり100万円限度

4. 申請方法

国助成金の支給決定日から1か月以内に下記書類を労働政策課へ提出
(簡易書留による郵送申請を推奨)



- 【提出書類】
- ・ 交付申請書(様式第1号)
 - ・ 国助成金に係る書類の写し(申請書、助成額算定書、支給決定通知書)
 - ・ 請求書(市所定様式)

* 国の制度見直しにより変更となる場合があります。

申請・問い合わせ先

〒920-8577(住所記載不要) 金沢市 経済局 労働政策課
TEL: 076-220-2199 E-mail: roudou@city.kanazawa.lg.jp

金沢市はたらくサイト

検索



「雇用調整助成金」（国助成金）とは

・景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する国の制度です。

・労働者個人に支給されるのではなく、休業等を行った事業主に対して支払われるものです。

・事業主が休業させた従業員に支払った休業手当を助成するものであり、休業手当をお支払いしていない場合は、助成金の対象になりません。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に企業活動の自粛・抑制が求められている中、国は、令和2年4月1日から6月30日（緊急対応期間）に限り、全国一律に特例措置の拡充を講じています。

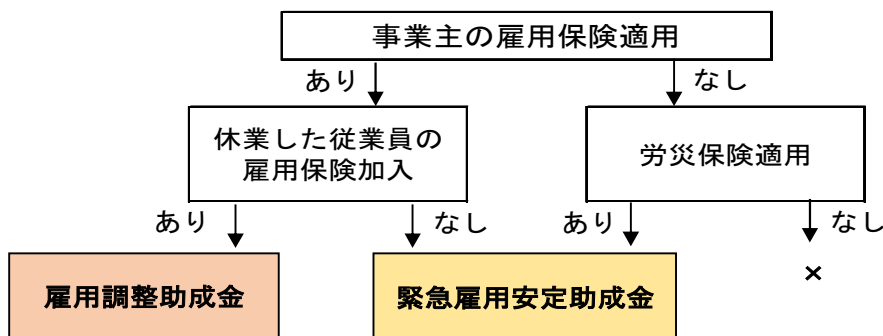
具体的な特例措置（一部を抜粋）

- ・生産指標要件の緩和 1か月10%以上低下 → 5%以上低下
- ・助成率の拡大
通常（中小企業）2/3 → 4/5（解雇等行わない場合は9/10）
- ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象に含める

ご注意ください！

緊急対応期間については、雇用保険加入の有無により申請する助成金が異なり、申請書や算定方法が異なります。

休業させた従業員が雇用保険に加入している場合	休業させた従業員が雇用保険に加入していない場合（パート・アルバイトなど）
雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金



雇用調整助成金（国助成金） 問い合わせ先
石川労働局 職業対策課 TEL:076-265-4428